



宮 崎 県 公 報

平成23年 9 月 29 日 (木曜日) 号外 第 72 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…… (税務課) 1
- 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…… (港湾課) 8

- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則…… (都市計画課) 8
- 都市公園条例施行規則及び宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則…… (“) 10
- 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 11

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 9 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(過料処分決定通知)</p> <p>第25条 知事は、条例第21条、第35条、第39条、第64条、第69条及び第85条の4の規定によって過料を科する場合には、過料処分決定通知書 (別記様式第39号) によって通知するとともに、納入通知書 (別記様式第40号) によって、その発付の日から起算して10日を経過した日を納期限と定め、納入の告知をしなければならない。</p> <p>(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p> <p>第49条の2 所長は、<u>法第53条第46項又は第47項</u>の規定によって通知をする場合には、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書 (別記様式第 144号の2) によってしなければならない。</p> <p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、<u>法第73条の2第6項、第73条の24第1項 (同項第1号に該当する場合に限る。)、同条第2項 (同項第1号に該当する場合に限る。)</u>若しくは第73条の27の2第1項の規定によって減額し、<u>法第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、同条第3項、同条第5項、同条第7項、同条第9項、同条第11項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項、同条第2項、第73条の27の8第1項若しくは第73条の27の9第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、同条第4項、同条第6項、同条第8項、同条第10項、同条第12項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項若しくは第73条の27の9第2項の規定により還付する場合には、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額 (免除・還付) 申請書 (別記様式第 156号) の提出を求めなければならない。</u></p>	<p>(過料処分決定通知)</p> <p>第25条 知事は、条例第21条、第35条、第39条、<u>第42条の5、第55条の2、第64条、第69条及び第85条の4</u>の規定によって過料を科する場合には、過料処分決定通知書 (別記様式第39号) によって通知するとともに、納入通知書 (別記様式第40号) によって、その発付の日から起算して10日を経過した日を納期限と定め、納入の告知をしなければならない。</p> <p>(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)</p> <p>第49条の2 所長は、<u>法第53条第47項又は第48項</u>の規定によって通知をする場合には、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書 (別記様式第 144号の2) によってなければならない。</p> <p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、<u>法第73条の2第6項、第73条の24第1項 (同項第1号に該当する場合に限る。)、同条第2項 (同項第1号に該当する場合に限る。)</u>若しくは第73条の27の2第1項の規定によって減額し、<u>法第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項若しくは第73条の27の6第1項</u>の規定により免除し、又は<u>法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項若しくは第73条の27の6第2項</u>の規定により還付する場合には、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額 (免除・還付) 申請書 (別記様式第 156号) の提出を求めなければならない。</p>

請書 (別記様式第 156号) の提出を求めなければならない。

(不動産取得税に関する文書の様式)

第56条 不動産取得税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式はそれぞれ右欄の定めるところによる。

[略]	不動産取得税徴収猶予申告書	条例第41条から 第41条の9まで	[略]
[略]			

(自動車取得税申告書等の様式)

第63条 [略]

様式第 144号の 2 (第49条の 2、第53条の 3 関係)

[略]			
[略]			
事業税	承認等の内容	[略]	[略]
		年 月 日まで延長	[略]
	[略]		[略]
県民税	届出の内容	年 月 日まで 月間延長	[略]
		年 月 日から 月間に変更	[略]
	年 月 日まで 延長承認の取消し、廃止		[略]
[略]			

様式第 156号 (その 2) (第55条関係)

[略]

添付書類

- 1 新築住宅用土地の場合は、住宅の登記事項証明書又は住宅表示登記済証を添付してください。
- 2 既存住宅等用土地の場合は、住宅の登記事項証明書と取得者の住民票抄本を添付してください。

別記様式第 156号 (その 5) を次のように改める。

(不動産取得税に関する文書の様式)

第56条 不動産取得税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式はそれぞれ右欄の定めるところによる。

[略]	不動産取得税徴収猶予申告書	条例第41条から 第41条の6まで	[略]
[略]			

(自動車取得税申告書等の様式)

第63条 [略]

(自動車取得税の非課税対象路線)

第63条の 2 条例附則第35項の規則で定める路線は、道路運送法 (昭和26年法律第 183号) 第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線とする。

様式第 144号の 2 (第49条の 2、第53条の 3 関係)

[略]			
[略]			
事業税	承認等の内容	[略]	[略]
		上記事業年度分について 年 月 日まで延長	[略]
	[略]		[略]
県民税	届出の内容	上記事業年度分から 月間延長	[略]
		月間に変更	[略]
	上記事業年度分から 延長承認の取消し、廃止		[略]
[略]			

様式第 156号 (その 2) (第55条関係)

[略]

添付書類

住宅用土地の場合は、建物表題登記の登記申請書及び登記完了証又は建物の登記事項証明書若しくは建物表示登記済証を添付してください。

様式第156号 (その5) (第55条関係)

不動産取得税免除 (還付) 申請書

受 付 印

申請者 県税・総務事務所長 殿		所在地 名 称			
年 月 日		代表者氏名		㊟	
地方税法第73条の27の4第1項 (第2項)・第73条の27の5第1項 (第3項)・第73条の27の6第1項 (第2項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。					
免除 (還付) を申請する不動産取得税					
年度		納税通知書番号		第 号 税 額	
譲渡・売渡し・交換をした不動産					
所 在 地	番 号	地 目	積 積	固定資産課税台帳に登録された価格	譲渡等をした年月日
				円	・ ・ ・
					・ ・ ・
					・ ・ ・
所 在 地	家 番	種 類	構 造	取得時の評価額 (課税標準額)	譲渡等をした年月日
				円	・ ・ ・
					・ ・ ・
					・ ・ ・

別記様式第 156号 (その 6) 及び別記様式第 156号 (その 7) を削る。
別記様式第 157号を次のように改める。

様式第 157 号 (第 56 条関係)



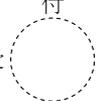
不 動 産 取 得 税 申 告 書			
県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	住 (居) 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	④ 電 話 局 番
※ 下記の 家屋 土地 を取得したので、宮崎県税条例第 38 条第 1 項の規定により申告します。			
家 屋		土 地	
所 在 地	市 町 村 番地	所 在 地	市 町 村 番
家 屋 番 号		取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日	※ 地 目	宅地、田、畑、山林、原野、 その他 ()
※ 種 類	専用住宅、併用住宅、店舗、事務所、病院、 銀行、倉庫、工場、畜舎、その他 ()	地 積	m ²
※ 構 造	木造、ブロック、鉄骨、鉄筋コンクリート、 軽量鉄骨、プレハブ、パイプ	※ 取 得 原 因	売買、贈与、交換、寄付、 その他 ()
※ 取 得 原 因	新築、増築、改築、移築、売買、贈与、 交換、寄付、その他 ()	用 途	
床 面 積	m ²	固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格	円
取 得 価 格 (工 事 費 等)	円	※ 農地又は採草放牧地の取得について不 動産取得税の徴収猶予を受けることに ついての諾否	受ける 受けない
固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格	円		
軽 減 措 置 の 適 用 を 受 け る た め の 付 記 事 項			
※住宅の取得に対する不動 産取得税について課税標 準の特例の適用があるこ との有無	有・・・地方税法第 73 条 の 14 第 1 項該当 無	※土地の取得に対する不動 産取得税について減額の 適用があることの有無	有・・・地方税法第 73 条 の 24 第 2 項該当 無
土 地 の 取 得 年 月 日	年 月 日	※特例適用住宅 取得年月日	年 月 日
※この住宅の取得により宅地の不動産取 得税の減額の適用があることの有無	有・無	既存住宅等	年 月 日
※減額の適用がある宅地の不動産取得税 が徴収猶予されていることの有無	有・無	住宅の登記年月日	年 月 日
家屋所在地の略図		(注意)	
		1 ※の欄はそれぞれ該当するものを○印で囲んでください。 2 取得者が正当な事由がなくて申告しなかった場合は、 10 万円以下の過料が科せられることがあります。 3 この申告書の提出により地方税法第 73 条の 14 第 4 項又 は第 73 条の 24 第 4 項の申告がなされたものとみなします。 4 家屋の申告の場合は裏面に図面を記載してください。 (青写真を添付する場合は記載を要しません。) 5 この申告書は家屋又は土地を取得した日から 60 日以内 に、市町村長を経由して提出してください。 6 詳しいことは県税・総務事務所にお問い合わせ下さい。	

申 告 は 60 日 以 内 に

別記様式第 160号 (その 4) から別記様式第 160号 (その 6) までを次のように改める。

様式第160号 (その 4) (第56条関係)

不動産取得税徴収猶予申告書

付 受  印		申 告 者		所 在 地				
県税・総務事務所長 殿 年 月 日				名 称				
				代表者 氏 名		㊦		
下記の不動産は、地方税法第73条の27の4第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。 宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。								
取得した不動産に係る不動産取得税				徴 収 猶 予 申 告 額				
年 度	納税通知書番号	税 額		<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> 円				
年度	第 号	円						
取 得 し た 不 動 産	土	所 在 地 番	地 目	地 積	取 得 年 月 日			
					. .			
					. .			
					. .			
	家 屋	所 在 地 番	家屋番号	種 類	構 造	床面積	取 得 年 月 日	
							. .	
							. .	
							. .	
組合員等に譲渡する予定年月日					年 月 日			
審 査	該当・非該当 審査者			備 考				
処 理	収税原簿登載	申告者への通知						
						

様式第160号 (その5) (第56条関係)

不動産取得税徴収猶予申告書

付 受 印		申	所 在 地			
県税・総務事務所長 殿 年 月 日		告	名 称			
		者	代 表 者 氏 名		㊦	
下記の土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業の実施により取得したもので、取得の日から5年以内に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同項第3号に掲げる事業の実施により現物出資するものです。したがって、地方税法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。 宮崎県税条例第41条の5の規定により、別紙証明書を添えて申告します。						
取得した土地に係る不動産取得税				徴 収 猶 予 申 告 額		
年 度	納税通知書番号	税 額		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 円 </div>		
年度	第 号	円				
取得した土地	所	在	地 番	地 目	地 積	取得年月日
						. .
						. .
						. .
						. .
売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資する 予定年月日				年 月 日		
審 査	該当・非該当 審査者		㊦	備 考		
処 理	収 税 原 簿 登 載	申告者への通知				
	. .	㊦	. .		㊦	

様式第160号 (その6) (第56条関係)

不動産取得税徴収猶予申告書

付 受 印		申 所 在 地			
県税・総務事務所長 殿		告 名 称			
年 月 日		者 代表者氏名		㊟	
<p>下記の土地は、土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項（これらの規定を旧独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。）に規定する換地計画により取得したもので、取得の日から2年以内に譲渡するものです。したがって、地方税法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の6の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>					
取得した土地に係る不動産取得税				徴 収 猶 予 申 告 額	
年 度	納税通知書番号	税 額		円	
年度	第 号	円			
取得した土地	取 所 在 地 番 地 目 地 積	取得年月日			
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
譲 渡 す る 予 定 年 月 日			年 月 日		
審 査	該当・非該当 審査者 ㊟		備 考		
処 理	収 税 原 簿 登 載 ㊟	申 告 者 へ の 通 知 ㊟			

別記様式第 160号 (その 7) から別記様式第 160号 (その 9) までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定中不動産取得税に関する部分は、平成23年7月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 3 改正後の規則第63条の2の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(用紙に関する経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第41号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則 (昭和38年宮崎県規則第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第15条 条例第17条の4第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 条例第17条の5各号に掲げる業務 (以下「指定管理業務」という。) について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第17条 条例第17条の6の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(指定管理者が行う使用の許可)</p> <p>第18条 条例第17条の7において読み替えて適用する条例第9条の規定による指定管理者が行う許可は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第15条 条例第17条の4第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 条例第17条の6各号に掲げる業務 (以下「指定管理業務」という。) について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第17条 条例第17条の7の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(指定管理者が行う使用の許可)</p> <p>第18条 条例第17条の8において読み替えて適用する条例第9条の規定による指定管理者が行う許可は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第42号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則 (昭和45年宮崎県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号。以下「政令」という。) 及び都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。) の施</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)、<u>都市計画法施行規則</u> (昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。) <u>及び都</u></p>

行に関し必要な事項を定めるものとする。

市計画法施行条例(平成15年宮崎県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域の申出)

第42条 条例第3条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の面積
- (3) 指定を受けようとする主な理由
- (4) 区域における建築物の連たん状況
- (5) 区域における公共施設の整備状況
- (6) 区域における建築物の集積度

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 区域の位置及び範囲を示す図面
- (2) 区域における土地の地番、地籍及び地目
- (3) 区域における公共施設の整備状況(道路にあっては幅員を明示したもの。)を示す図面
- (4) 区域における既存建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面
- (5) 区域における既存建築物の一覧表及び建築日が確認できる書類
- (6) 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた場合においては、その状況及び住民から出された意見の概要を記載した書類
- (7) その他知事が必要と認める書類及び図面

(区域の境界)

第43条 知事は、条例第3条第1項の規定により区域を指定する場合は、区域の境界を建築物の敷地の境界により定めることとし、これにより難い場合は、道路、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なもの及び町界、字界等により定めるものとする。

(大規模な既存の集落)

第44条 条例第3条第1項の規則で定める大規模な既存の集落は、次に掲げる要件を満たす集落のうち、当該都市計画区域に係る市街化区域における人口、産業の動向、土地利用の状況等の市街化の動向、市街化区域からの距離等を勘案し、市街化を促進するおそれがないと認められるものとして知事が指定する集落とする。

- (1) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められるおおむね200戸以上の建築物が連たんしている集落又はその集落と地形等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る施設利用等の社会条件に照らして一体的な日常生活圏を構成していると認められるおおむね50戸以上の建築物が連たんしている集落であること。
- (2) 当該集落に係る戸数密度(1ヘクタール当たりの平均戸数をいう。)が当該市街化区域に係る計画戸数密度(将来人口密度から想定される戸数密度をいう。)のおおむね50パーセント以上であること。

(条例第3条第2項の規則で定める土地)

第45条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 下水を有効に排出し、並びに当該指定に係る土地の区域及びその周辺に溢水等による被害を生じさせない構造能力を持つ排水施設が配置されている土地
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項に規定する道路に接している土地

<p>(書類の経由等)</p> <p>第42条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次に掲げるものを除き、当該書類に係る案件又は物件のある区域を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁（以下「土木事務所等」という。）の長を経由しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前条に規定する証明願</p> <p>2 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、前項各号に掲げる書類にあっては1部、省令第39条第1項に規定する申請書及び第14条の規定により提出する書類にあっては2部（正本1部及び副本1部）、その他の書類にあっては3部（正本1部及び副本2部）とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(3) 旗ざお形状の土地（敷地内に路地状の通路を設けなければ、建築基準法第43条第1項の規定に適合しない土地をいう。）以外の土地（前号の道路から延長20メートル以下の通路で接続する土地を除く。）</p> <p>(指定等の告示)</p> <p>第46条 条例第3条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 区域の名称</p> <p>(2) 区域の範囲</p> <p>(3) 指定を行った期日</p> <p>(4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所</p> <p>(条例第5条の規則で定める基準)</p> <p>第47条 条例第5条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>○</p> <p>(1) 敷地面積の最低限度 200平方メートル</p> <p>(2) 建ぺい率 50パーセント以下</p> <p>(3) 容積率 100パーセント以下</p> <p>(4) 高さ 10メートル以下</p> <p>(5) 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最小のもの 1メートル以上</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第48条 法、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次に掲げるものを除き、当該書類に係る案件又は物件のある区域を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁（以下「土木事務所等」という。）の長を経由しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第41条の2に規定する証明願</p> <p>2 法、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、前項各号に掲げる書類にあっては1部、省令第39条第1項に規定する申請書及び第14条の規定により提出する書類にあっては2部（正本1部及び副本1部）、その他の書類にあっては3部（正本1部及び副本2部）とする。</p> <p>3 [略]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市公園条例施行規則及び宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第43号

都市公園条例施行規則及び宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部を改正する規則

(都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第33条 条例第15条の4第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第34条 条例第15条の5の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(協定書の締結)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第33条 条例第15条の5第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第34条 条例第15条の6の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(協定書の締結)</p>

第35条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第15条の4各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
(2)～(4) [略]

第35条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第15条の5各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
(2)～(4) [略]

（宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則の一部改正）

第2条 宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則（平成10年宮崎県規則第76号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） 1 有料公園施設 (1)～(20) [略] (21) 条例第15条の4の規定による指定管理者が行う業務に関すること。 (22) 条例第15条の5の規定による指定管理者が行う管理の基準に関すること。 (23) 条例第15条の7の規定による指定管理者の指定等の告示に関すること。 (24)～(31) [略] 2 [略]	別表（第2条関係） 1 有料公園施設 (1)～(20) [略] (21) 条例第15条の5の規定による指定管理者が行う業務に関すること。 (22) 条例第15条の6の規定による指定管理者が行う管理の基準に関すること。 (23) 条例第15条の8の規定による指定管理者の指定等の告示に関すること。 (24)～(31) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者の管理の基準) 第47条 条例第77条の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。 (1)～(5) [略] (協定書の締結) 第48条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。 (1) 条例第76条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項 (2)～(4) [略]	(指定管理者の管理の基準) 第47条 条例第78条の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。 (1)～(5) [略] (協定書の締結) 第48条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。 (1) 条例第77条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項 (2)～(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

